

令和 6 年 3 月 12 日答申

事件番号 令和 5 年 (審) 第 3 号及び第 4 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 鈴木晶雅

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、大田区区民部課税課（以下「**処分庁（課税課）**」という。）が行った令和 5 年 6 月 9 日付け令和 5 年度特別区民税・都民税の税額決定（以下「**本件処分 1**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「**本件審査請求 1**」という。）及び大田区区民部納税課（以下「**処分庁（納税課）**」という。）が行った令和 5 年 6 月 9 日付け還付処分（以下「**本件処分 2**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「**本件審査請求 2**」という。）を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、処分庁（課税課）が令和 5 年度特別区民税・都民税を賦課決定し、所得割額から控除できなかった金額（以下「**控除不足額**」という。）を均等割額へ充当した上で通知した処分（本件処分 1）、及び処分庁（納税課）が控除不足額を均等割額へ充当した残額について還付することを決定して通知した処分（本件処分 2）に対し、審査請求人が、本件処分 1 及び本件処分 2 は違法・不当であるとして、本件処分 1 についてはその取消しを求め、本件処分 2 についてはその取消し及び充当の通知をすることを

求める事案である。

なお、審査請求人は、審査請求書において処分の内容を「地方税の過誤納金に関する” 還付すべき金額の発生” の告知に関する処分」とし、過誤納金に関して還付することを決定した処分に限定しているかのようにも解せるが（その場合、審査請求人には過誤納金がなく、したがって過誤納金に関して還付することを決定した処分がないとなれば、本件審査請求 2 は、却下される。）、その内容は、還付処分としての違法・不当を主張するものであって、審査請求人に対する過誤納金に関する還付処分がされていないのであれば問題としないという趣旨ではないから、過誤納金に関するものであるか否かに関わらず還付処分としての違法・不当な点があるかを検討する。

2 関係法令等

本件に関する法令等の定めは、別紙に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 審査請求人による確定申告書の提出

令和 5 年 3 月 15 日、審査請求人は、〇〇税務署に対し、令和 4 年分確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を提出した。

(2) 処分庁（課税課）による納税通知書の送付

処分庁（課税課）は、令和 5 年 6 月 9 日、審査請求人に対し、本件確定申告書の記載に基づき、控除不足額 164,986 円、均等割額 5,000 円、充当額 5,000 円との記載のある令和 5 年度特別区民税・都民税税額決定・納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）を送付した。

(3) 処分庁（納税課）による還付充当通知書の送付

処分庁（納税課）は、令和 5 年 6 月 9 日、処分庁（課税課）が賦課決定した本件納税通知書に基づいて算出された「配当割・株式等譲渡所得割額控除不足額」である 159,986 円を還付額欄に記載した「過誤納金

還付充当通知書」という表題の還付充当通知書（以下「**本件還付充当通知書**」という。）を送付した。

(4) 本件処分 1 及び 2 に対する審査請求

審査請求人は、令和 5 年 9 月 8 日付けで、本件処分 1 及び 2 を不服とし、本件審査請求 1 及び 2 を行った。

(5) 審査請求の併合審理

大田区審理員は、本件審査請求 1 及び 2 の審査請求人が同一人であること、本件審査請求 1 及び 2 の対象である本件処分 1 及び 2 がいずれも審査請求人に対する令和 5 年度特別区民税・都民税の賦課決定に関する処分であること並びに本件審査請求 1 及び 2 の添付書類の大半が共通していることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「**行審法**」という。）39 条の規定に基づき、本件審査請求 1 及び 2 の審理手続を併合した。

(6) 弁明書と反論書の提出

ア 弁明書の提出

処分庁（課税課）及び処分庁（納税課）は、令和 5 年 10 月 16 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書の提出

審査請求人は、令和 5 年 11 月 8 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

ウ 再弁明書の提出

処分庁（課税課）及び処分庁（納税課）は、令和 5 年 12 月 1 日付けで、大田区審理員に対し、再弁明書を提出した。

エ 再反論書の提出

審査請求人は、令和 5 年 12 月 4 日付けで、大田区審理員に対し、再反論書を提出した。

(7) **口頭意見陳述**

大田区審理員は、令和 5 年 12 月 6 日、処分庁（課税課）及び処分庁（納税課）を出席させた上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(8) **最終反論書の提出**

審査請求人は、令和 5 年 12 月 18 日付けで、大田区審理員に対し、最終反論書を提出した。

(9) **審理員意見書**

大田区審理員は、令和 6 年 1 月 22 日付けで、審査庁に対し、本件処分 1 及び 2 に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求 1 及び 2 を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(10) **諮問**

審査庁は、令和 6 年 1 月 30 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「**当審査会**」という。）に対し、本件審査請求 1 及び 2 につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- 1 本件処分 1 について、処分庁（課税課）による税額計算の端数処理に誤りがある、本件処分 1 が違法又は不当か。
- 2 本件処分 2 について、過誤納に係る徴収金の還付であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）17 条の 2 第 5 項及び大田区特別区税条例施行規則（昭和 40 年規則第 1 号。以下「**区条例施行規則**」という。）27 条 1 項及び 2 項で指定された第 47 号様式に基づいて充当及び還付の通知がされなければならないか否か、仮に第 47 号様式に基づく通知を要する場合に、同様式の記載事項を充足する記載をしていないから、適法な還付通知及び充当通知がなく、違法又は不当か。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 争点 1 について

税額計算の端数処理は、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てるべきであるところ、本件処分 1 には、最終的な賦課決定額においてのみ端数処理を行うという誤りがあるため、還付金が 404 円少なくなるという不利益を受けている。

(2) 争点 2 について

本件処分 2 は、過誤納に係る徴収金の還付であって、区条例施行規則 27 条 1 項及び 2 項で指定された第 47 号様式に基づいて充当及び還付の通知がされなければならないところ、同様式の記載事項を充足する記載をしていない上、合理性に欠ける数値や事実と反する記載がされているため無効である。また、本件還付充当通知書において、充当処分の通知がされていないため、適法に還付充当通知がなされるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 争点 1 について

本件処分 1 は、地方税法及びその他関係法令に基づき、特別区民税・都民税の賦課決定及び控除不足額の充当処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

(2) 争点 2 について

本件処分 2 は、控除不足額から均等割額 5,000 円に充当した後の残額について、還付する旨を審査請求人に通知したものであり、本件還付充当通知書は充当を通知するものではない。本件処分 2 は、地方税法及びその他関係法令に基づき行ったものであり、違法又は不当な点はない。

3 審理員の意見の要旨

(1) 争点 1 について

特別区民税・都民税における端数計算は、課税標準額及び確定金額の算出の際に行うものとされ、「地方団体の徴収金の端数計算について」(昭和 38 年 9 月 19 日自治丙府発第 49 号東京都総務・主税局長、各道府県総務部長宛自治省税務局長通知。以下「**税務局長通知**」という。)の「五 確定金額の意義」において、「確定金額」とは、地方団体の債権又は債務の金額が具体的に確定した場合における当該確定した金額とされていること、地方税法 20 条の 4 の 2 第 6 項及び 8 項の規定からすれば、「確定金額」とは、全ての税額控除を差し引いた後の最終的な賦課決定額を示していること、控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てることを定めた条文がないことから最終的な賦課決定額においてのみ端数処理を行ったことは違法であるとも、不当であるともいえない。

(2) 争点 2 について

控除不足額の充当には、過誤納金についての規定である地方税法 17 条の 2 第 5 項及び区条例施行規則 27 条 2 項が直接的に適用されず、また、控除不足額から充当できなかった額の還付に同条 1 項が直接的に適用されるとはいえないし、充当通知及び還付通知に必要不可欠な事項の記載に不備がない限り、通知の様式は地方団体の判断に委ねられていて、充当通知及び還付通知に必要不可欠な事項の記載に不備があるとはいえない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 6 年 1 月 30 日付けで審査庁である大田区長から行審法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 6 年 2 月 8 日及び同年 3 月 12 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分 1 及び 2 は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求 1 及び 2 は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分等の適法性

(1) 本件処分 1 について

本件処分 1 は、別紙で示した地方税法等の関係法令を適用して特別区民税・都民税（地方税法 1 条 2 項により、同法中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用される。）を算出し、賦課決定により確定する税額の算出の際に端数計算を行って税額を決定したものであり、違法な点は認められない。

(2) 本件処分 2 について

本件処分 2 は、本件処分 1 に伴い確定した控除不足額のうち充当できなかった額を還付することを決定し、これを通知したものであり、本件処分 2 に違法又は不当な点は認められない。

2 争点に対する判断

(1) 争点 1 について

ア 審査請求人は、本件処分 1 の税額計算過程における端数計算に誤りがあり、自身の所得割額からの税額控除（調整控除、配当控除、寄附金税額控除及び配当割額控除）ごとに端数計算すべきと主張する。

イ 特別区民税・都民税における端数計算は、課税標準額及び確定金額の算出の際に行うものとされている（地方税法 20 条の 4 の 2 第 1 項及び 3 項）。税務局長通知において、確定金額とは、「賦課決定により確定する税額」とされている（五(1)ウ a）。また、同条 6 項及び 8 項が、分割して納期限を定める直前の金額であることが前提になっており、全ての税額控除を差し引いた後の最終的な金額である賦課決定額を示

していることは明らかである。

そして、配当割額控除額は、地方税法 37 条の 4 及び 314 条の 9 において所得割の算出税額から控除するとされているところ、所得割において控除される調整控除（同法 37 条及び 314 条の 6）、配当控除（同法附則 5 条）、寄附金税額控除（同法 37 条の 2 及び 314 条の 7）、配当割額控除（同法 37 条の 4 及び 314 条の 9）のいずれの条文にも、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てる旨の定めはない。

ウ 審査請求人は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）119 条に関する国税通則法基本通達では納付すべき本税の額のほか、税額控除後の税額、修正申告後又は更正後における税額控除後の税額若しくは変更の賦課決定後の税額をも確定金額にあたるとしていることから、国税においては、確定金額が多義的であることが予定されており、地方税の考え方も国税と同様に考えられる旨の主張をするが、審査請求人も摘示する国税通則法基本通達においても、「国税の確定金額」とは、（修正申告、更正又は変更の賦課決定がない場合には）納付すべき本税の額あるいは税額控除後の税額とされており、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てる旨の定めはない。

エ 審査請求人は、処分庁（課税課）による計算方法では、実質的に徴収される税額に 100 円未満の端数が生じることになり、地方税法 20 条の 4 の 2 第 3 項に違反すると主張する。

しかしながら、同項は、確定金額に 100 円未満の端数がある場合について定めるに止まり、実質的に徴収される税額について規定するものではないから、審査請求人の主張には理由がない。

オ 審査請求人は、処分庁（課税課）が寄附金税額控除の額及び配当控除の額の算出にあたって生じた 1 円未満の端数について、税額計算の

過程において切上げを行っており、全ての税額控除を差し引いた後の最終的な賦課決定額以外にも 100 円未満の端数の処理を行っているから、「全ての税額控除を差し引いた後の最終的な賦課決定額」のみを確定金額とするのは矛盾である旨の主張をする。

しかしながら、審査請求人が指摘する端数計算の対象となっているのは税額控除の額であって、徴収される税金の金額ではないから何ら矛盾するものではなく、税額控除の額については、税務局長通知（十(1)及び(3)）においても、1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるとされている。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

カ なお、税額控除の端数計算に裁量の余地はないから、適法であるが不当であると評価すべき余地はない。

(2) 争点 2 について

ア 審査請求人は、過誤納に係る徴収金の還付について、地方税法 17 条の 2 第 5 項及び区条例施行規則 27 条 1 項及び 2 項で指定された第 47 号様式に基づいて充当及び還付の通知がされることとされており、同様式の記載事項を充足する記載をしていないから、適法な還付通知及び充当通知がされていない旨の主張をする。

イ 審査請求人が摘示する地方税法 17 条の 2 第 5 項は、過誤納金の充当に関する条文であるところ、過納金とは、適法に納付された後に、減額の変更（申告、減免、更正など）があったことにより納め過ぎとなった差額をいい、誤納金とは、納税者が二重に納付するなど誤って正当税額を超えて納めた場合における正当税額との差額のことをいう。

ウ 審査請求人の令和 5 年度特別区民税・都民税には、過納金も誤納金も発生していない。処分庁（納税課）も、本件還付充当通知書において納税済額が 0 円であるとしているから、過誤納金が発生していない

ことを前提としていることは明らかである。処分庁（課税課）が過誤納金の充当処分をしていないことも明らかである。地方税法 17 条の 2 第 5 項の適用対象となる事象は発生しておらず、区条例施行規則 27 条 2 項で指定された第 47 号様式に基づいて充当通知をする対象はないから、審査請求人の主張には、理由がない。

エ なお、処分庁（課税課）が本件処分 1 においてした充当は、令和 5 年度特別区民税・都民税を賦課決定し、特別区民税・都民税である所得割額から控除できなかった控除不足額の、特別区民税・都民税である均等割額への充当である（地方税法 314 条の 9 第 2 項、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）48 条の 9 の 3 第 1 項）。配当割として源泉徴収された金額（配当割額控除額）の所得割から控除できなかった控除不足額の、均等割額への充当は、過納金や誤納金の充当とは、「充当」との用語の限りでは同じであるものの、全く異なる根拠の充当である。

オ 処分庁（納税課）が本件処分 2 においてした還付は、均等割額への充当の結果、さらに生じた残額についての還付である（地方税法 314 条の 9 第 2 項、同法施行令 48 条の 9 の 4 第 1 項）。還付に関しては、その旨を当該還付に係る納税義務者に通知することとなっているが（同条 2 項）、過誤納金の還付の場合とは異なり、同施行令又は区条例施行規則には、その様式に関する定めはない。したがって、還付通知に必要不可欠な事項の記載に不備がない限り、通知の様式は処分庁（納税課）の判断に委ねられている。

処分庁（納税課）は、審査請求人に対し、本件還付充当通知書において、「配当割額控除不足額・株式等譲渡所得割額控除額不足額は、…還付…となりましたので、通知します」との記載とともに、還付額 159,986 円を記載して通知しており、還付通知に必要不可欠な事項の

記載に不備はない。

カ 審査請求人は、納付すべき額及び納付済額が 0 円であるのに、過誤納額が 159,986 円であるのは不合理であると主張する。

しかしながら、納付すべき額及び納付済額が 0 円であること及び還付額が 159,986 円であることに誤りはなく、取消原因となるべき不当な点は認められない。

キ 審査請求人は、源泉徴収によって納付済みとなっている額が 333,390 円であるのに、本件還付充当通知書には納付済額欄が 0 円と記載されており、誤りであると主張する。

この点、過誤納に係る徴収金の還付通知書等の様式を定めた区条例施行規則 27 条 1 項及び 2 項で指定された第 47 号様式の納付済額欄に記載すべき金額が参考になるところ、同欄は、賦課決定によって生じた納付すべき金額に対する納付済額を記入する欄である。本件においては、本件処分 1 の控除不足額の充当によって納付すべき額は 0 円であり、これに対する納付済額も 0 円なのだから、0 円と記載することが誤りとはいえない。

3 結論

よって、本件処分 1 及び 2 については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求 1 及び 2 を棄却すべきである。

第 7 付言

本件審査請求 1 及び 2 に対する当審査会の意見は、「第 1 答申の趣旨」記載のとおりである。もっとも、本件の経緯に照らし、当審査会は、次のとおり若干の付言を行うこととする。

本件還付充当通知書は、過誤納金の還付充当通知書の様式を、配当割・

株式等譲渡所得割額控除不足額の還付通知に流用したものであって、その表題に過誤納金と記載されているほか、配当割・株式等譲渡所得割額控除不足額の還付通知であれば記載がないはずの過誤納理由欄、過誤納合計欄及び過誤納額の本税欄が空欄となっておらず、還付理由や還付額が記載されている。

本来であれば別様式を定めるのが最も明快ではあるが、仮に第 47 号様式を用いるのであれば、その表題を改めるとともに、過誤納を前提とする欄を空欄にして通知するなどの対応をとるべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

委員 金 矢 拓

(別紙)

本件に関する法令等の定め

地方税法 1 条 2 項

この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

地方税法 13 条

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

以下略

地方税法 17 条の 2

地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に限るものとし、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務である

地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金に限る。以下この条において同じ。)があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第 48 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により当該道府県の個人の道府県民税と併せて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第 41 条第 1 項の規定により当該市町村の個人の市町村民税と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 前 2 項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。

4 略

5 地方団体の長は、第 1 項から第 3 項までの規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

地方税法 20 条の 4 の 2

地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

2 略

3 地方税の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で

定める地方税の確定金額については、その額に 1 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 略

5 略

6 地方税の確定金額を、2 以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

7 略

8 第 2 項、第 3 項（地方税の確定金額の全額が 100 円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前 3 項の規定の適用については、個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税又は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税については、第 6 項中「1,000 円」とあるのは、「100 円」とする。

以下略

地方税法 37 条

道府県は、前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である所得割の納税義務者については、その者の第 35 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

以下略

地方税法 37 条の 2

道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当

該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額）が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100 分の 2）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が 2,000 円を超える場合には、当該 100 分の 4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100 分の 2）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第 35 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

各号略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第 1 号に掲げる寄附金（以下この条において「第 1 号寄附金」という。）であつて、第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第 1 号寄附金の受領に伴い当該第 1 号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

各号略

3 指定を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第 1 号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して 2 年

を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第 1 号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第 2 項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた若しくは適合していなかつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第 10 項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 総務大臣は、第 2 項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 第 1 項の場合において、第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（第 11 項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第 1 号寄附金を支出した時に当該第 1 号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10 第 2 項から第 8 項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

11 第 1 項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち 2,000 円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の 5 分の 2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5 分の 1）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第 35 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 20 に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の 20 に相当する金額）とする。

各号略

12 第 1 項第 4 号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

13 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

14 道府県知事は、第 1 項（第 4 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

地方税法 37 条の 4

道府県は、所得割の納税義務者が、第 32 条第 13 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 15 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 2 を乗じて得た金額を、その者の第 35 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

地方税法 314 条の 6

市町村は、前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である所得割の納税義務

者については、その者の第 314 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

以下略

地方税法 314 条の 7

市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額）が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100 分の 8）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が 2,000 円を超える場合には、当該 100 分の 6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100 分の 8）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第 314 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

各号略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第 1 号に掲げる寄附金（以下この条において「第 1 号寄附金」という。）であつて、第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第 1 号寄附金の受領に伴い当該第 1 号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

各号略

- 3 指定を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第 1 号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。
- 4 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。
- 5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第 1 号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第 2 項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた若しくは適合していなかつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第 10 項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 8 総務大臣は、第 2 項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第 1 項の場合において、第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（第 11 項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第 1 号寄附金を支出した時に当該第 1 号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。
- 10 第 2 項から第 8 項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 11 第 1 項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち 2,000 円を超える金額に、次の各号に掲

げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の 5 分の 3 (当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5 分の 4) に相当する金額 (当該金額が当該納税義務者の第 314 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 20 に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の 20 に相当する金額) とする。

各号略

12 第 1 項第 4 号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 (以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。) からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

13 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿 (各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。) を備え、これを保存しなければならない。

14 市町村長は、第 1 項 (第 4 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。) の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

地方税法 314 条の 9

市町村は、所得割の納税義務者が、第 313 条第 13 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について前章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 15 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額につい

て同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、その者の第 314 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第 37 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、当該控除することができなかつた金額を第 1 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

地方税法附則 5 条

道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当（所得税法第 92 条第 1 項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託（同法第 2 条第 1 項第 13 号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配（同法第 9 条第 1 項第 11 号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第 24 条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第 9 条第 1 項各号に掲げる配当等に係るものを除

く。)をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第 35 条及び第 37 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

各号略

2 前項の規定の適用がある場合における第 37 条の 3 及び第 37 条の 4 の規定の適用については、第 37 条の 3 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条第 1 項」と、第 37 条の 4 中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条第 1 項」とする。

3 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る所得税法第 24 条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第 9 条第 1 項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第 314 条の 3 及び第 314 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

各号略

4 前項の規定の適用がある場合における第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 314 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条第 3 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条第 3 項」とする。

地方税法施行令 48 条の 9 の 3

市町村長は、法第 314 条の 9 第 1 項の納税義務者に同条第 2 項又は第 3 項に規定する控除することができなかつた金額（以下この条から第 48 条の 9 の 5 までにおいて「控除不足額」という。）がある場合には、当該納税義務者の法第 314 条の 9 第 1 項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税又は市町村民税の

法第 17 条の 4 に規定する賦課決定（法第 321 条の 2 第 1 項の規定による追徴に係るものを除く。）後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額を当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする。

以下略

地方税法施行令 48 条の 9 の 4

市町村長は、控除不足額のうち前条第 1 項及び第 3 項の規定による充当をすることができなかつた部分の金額があるときは、当該金額を還付するものとする。

2 市町村長は、前項の規定による還付をしたときは、遅滞なく、その旨を当該還付に係る納税義務者に通知しなければならない。

国税通則法 119 条

国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

以下略

大田区特別区税条例施行規則 27 条

納税者又は特別徴収義務者の過誤納にかかる徴収金を還付する場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に対し、第 47 号様式による還付通知書を発するものとする。

2 法第 17 条の 2 第 5 項の規定による納税者又は特別徴収義務者に対する通知は、第 47 号様式による充当通知書による。